

個人情報の第三者提供に関する同意書

私（預貯金者）は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条、第四条、第六条及び第七条の規定に基づき、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）の登録等を申込みます。

つきましては、下記のとおり、私の個人情報が第三者に提供されることを同意します。

1. 提供目的

私は、預金保険機構、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）及びデジタル庁が、後記「2. 個人情報の第三者提供」のとおり提供される私に関する個人情報を、公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務を遂行する目的で利用することに同意します。

2. 個人情報の第三者提供

私は、私に関する個人情報を以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 個人情報の提供先

- ・預金保険機構、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）及びデジタル庁

(2) auじぶん銀行から預金保険機構へ提供される個人情報の内容

- ・氏名又は通知先氏名、氏名カナ、生年月日、住所又は通知先住所
- ・預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
- ・個人番号
- ・その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報

(3) 預金保険機構からJ-LISへ提供される個人情報の内容

- ・個人番号

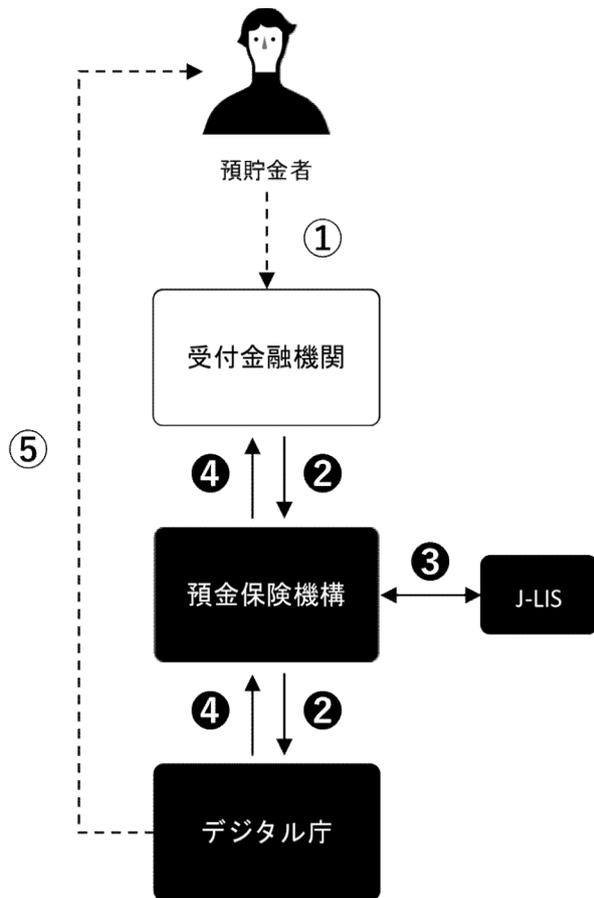
(4) J-LISから預金保険機構へ提供される個人情報の内容

- ・氏名、氏名カナ、生年月日、住所
- ・個人番号*（*私が受付金融機関に対し最新でない個人番号を提供した場合には、J-LISから最新の個人番号が預金保険機構へ連携されます。）

(5) 預金保険機構からデジタル庁へ提供される個人情報の内容

- ・氏名又は通知先氏名、氏名カナ、生年月日、住所又は通知先住所
- ・預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
- ・個人番号
- ・その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報

[模式図：公金受取口座の登録等に係る預貯金者の個人情報の第三者提供]



公金受取口座の登録等

- ① 公金受取口座の登録等の申込みにおける個人情報を提供。

個人情報の第三者提供

- ② 受付金融機関から預金保険機構へ提供される。J-LISから提供された個人情報を含め、預金保険機構からデジタル庁へ提供される。
- ③ 預金保険機構からJ-LISへ提供される。その後、J-LISで確認した個人情報がJ-LISから預金保険機構へ提供される。
- ④ デジタル庁から公金受取口座の登録結果（個人情報を含む）が預金保険機構へ提供される。その後、預金保険機構から受付金融機関へ連携される。

結果の通知

- ⑤ デジタル庁から、公金受取口座の登録等申請結果（個人情報を含む）が通知される。